

企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等に関するコメント

2026年2月27日

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
田淵 隆明

【質問1】（目的及び範囲に関する質問）

⇒基本的に同意する。しかし、今回の改正は、**新しく税目ができる際に会計基準を追従して変更しないことを意味している**。しかし、それは誤解や牽強付会な解釈を生み出す元凶にもなり得る。**従って、どの税目がどこに属するのか、ASBJとしてもQ&Aを絶えず更新するなどの対応は必要**である。

例えば、下記のような表を作成し、ASBJのサイトで参考資料として提示するべきである。

課税種別	納税者		徴収者(納税先)	適用区分	税目	非課税の定める会計処理	納税期	中間納税	備考
	法人	自然人							
国	○		国	直接税	法人税	○	決算日から2か月	半年	
国	○		国	直接税	地方法人税	○	決算日から2か月	半年	「法人税」の付加税。地方課税の1つ
国	△		国	直接税	労働者特別法人税	○	決算日から2か月	半年	「法人税」の付加税。(法人税額-500万円)×5%
国	△		都道府県	直接税	特別法人事業税(所得割)	○	決算日から2か月	半年	「法人事業税」の付加税。※「地方法人特別税」は廃止
国	○		国	直接税	源泉所得税(※1)		源泉徴収		通常15%。下記の付加税を合わせて15.315%
国	○		国	直接税	特別復興所得税(※1)		源泉徴収		「所得税」の付加税。所得税額×2.1%
国		○	国	直接税	所得税		源泉徴収/確定申告		
国		○	国	直接税	特別復興所得税		源泉徴収/確定申告		「所得税」の付加税。所得税額×2.1%(2027年1月より、1.0%)
国		○	国	直接税	前払所得税		源泉徴収/確定申告		「所得税」の付加税。2027年1月より。所得税額×1.1%
国		○	国	直接税	相続税		対象外	相続開始から10か月	
国		○	国	直接税	贈与税		対象外	3月15日	確定申告時に申告
国	○	○	国	間接税	消費税		決算日から2か月	規模による	
国	○	○	国	間接税	自動車重量税				車検代に含まれる
国	○	○	国	間接税	登録免許税				都度払い
国	○	○	国	間接税	印紙税				都度払い
国	○	○	国	間接税	酒類・たばこ税				都度払い
国	○	○	国	間接税	揮発油税				都度払い
国	○	○	国	間接税	地方産業油税				都度払い
外国	○	○	外国	直接税/間接税	※現地の法令によって定められた税	対象外/○/■	※現地法令	※現地法令	
都道府県	○		都道府県	直接税	法人住民税(都道府県)(法人税割)	○	決算日から2か月	半年	均等割・法人税割
都道府県	○		都道府県	直接税	法人住民税(都道府県)(均等割)	■	決算日から2か月	半年	
都道府県	○		都道府県	直接税	法人住民税(都道府県)(割子割)	対象外			
都道府県	○		都道府県	直接税	法人事業税(所得割)	○	決算日から2か月	半年	所得割・付加価値割・資本割
都道府県	○		都道府県	直接税	法人事業税(付加価値割)	■	決算日から2か月		
都道府県	○		都道府県	直接税	法人事業税(資本割)	■	決算日から2か月		
都道府県	○		市町村	直接税	住民税(都道府県)(所得割/収入割)		源泉徴収/確定申告		市町村から都道府県に支払い
都道府県	○		市町村	直接税	住民税(都道府県)(均等割)		源泉徴収/確定申告		市町村から都道府県に支払い
都道府県	○		都道府県	直接税	住民税(都道府県)(割子割)		源泉徴収		
都道府県	○		都道府県	直接税	個人事業税		3月15日		確定申告時に申告
都道府県	○		都道府県	直接税	小銃銃取得税	対象外			取得時
都道府県	○		都道府県	直接税	自動車税	対象外			取得時
都道府県	△	△	市町村	直接税	固定資産税(特定分)	対象外	※自治体による		市町村から都道府県に支払い
都道府県	○		国(当分の間)	間接税	地方消費税		決算日から2か月	規模による	「消費税」に合わせて納税
都道府県	○		都道府県	間接税	酒類たばこ税				都度払い
都道府県	○		都道府県	間接税	アルコール増徴税				都度払い
都道府県	○		都道府県	間接税	軽油引取税				都度払い
市町村	○		市町村	直接税	法人住民税(市町村)(法人税割)	○	決算日から2か月	半年	
市町村	○		市町村	直接税	法人住民税(市町村)(均等割)	■	決算日から2か月	半年	
市町村	○		市町村	直接税	法人住民税(市町村)(割子割)	対象外			
市町村	△		市町村	直接税	法人事業税		決算日から2か月	半年	面積割・従業員割
市町村	○	○	市町村	直接税	住民税(市町村)(所得割)		源泉徴収/個別徴収		
市町村	○	○	市町村	直接税	住民税(市町村)(均等割)		源泉徴収/個別徴収		
市町村	○	○	市町村	直接税	住民税(市町村)(割子割)		源泉徴収		
市町村	○	○	市町村	直接税	個別資産税	対象外	※自治体による		1月末に申告
市町村	○	○	市町村	直接税	固定資産税・都市計画税	対象外	※自治体による		
市町村	○	○	市町村	直接税	国民健康保険税		源泉徴収/個別徴収		介護保険を含む
市町村	○	○	市町村	間接税	自動車税	対象外			取得時
市町村	○	○	市町村	間接税	市町村たばこ税				都度払い

・2-2「課税対象利益を基礎とする税金に該当しない税金」の用語の定義を新設したことは積極的に評価できる。

・「法人事業税」は「課税対象利益を基礎とする税金に該当しない税金」として明示すべきである。

【質問 2】（用語の定義に関する質問）

⇒全面的に同意する。

ただし、以下の点に留意されたい。

- ・第 4 項について、一部の業種では「事業税(所得割)」は「事業税(収入割)」であるので、会計基準上は「事業税(所得割/収入割)」とすることが望ましい。
- ・「住民税」には「利子割」が存在する。奇妙な解釈を惹起しないよう、「利子割」は、この会計基準の対象外であることを明記するべきである。
- ・「国際的な会計基準」の中に、財務諸表等規を則及び連結財務諸表規則の「指定国際会計基準」だけでなく、「修正国際基準」(JMIS)も含まれることを明示するべきである。

【質問 3】（会計処理に関する質問）

⇒基本的には同意するが、税金について「売上原価」に計上することは排除するべきである。

【質問 4】（課税対象利益を基礎とする税金の表示に関する質問）

⇒消極的に同意する。IFRSs の「税金費用」等と平仄を揃える為であると思われるため。

【質問 5】（住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)の表示に関する質問）

⇒一部同意しない。「売上原価」への表示は除外するべきである。

【質問 6】（受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等の表示並びに親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの表示に関する質問）

⇒一部同意しない。「売上原価」への表示は除外するべきである。

【質問 7】(税効果会計の対象となる税金及び法定実効税率の定義の見直し等に関する質問)

⇒一部同意しない。特に、「法定実効税率」の定義式の削除には強く反対する。

★上表のように「課税主体」と「徴収者」が異なる場合がある。税効果適用指針案第 4 項 (12)及び(13)においても、明確化するべきである。経理部の実務上は「課税主体毎」の分類よりも、「徴収者(納税先)」毎に分類することが多いので、ここは注意を要する。

★税効果適用指針案第 47 項において、「地方税」とあるが、「地方贈与税」(例:地方法人税)について、明確化するべきである。

★具体的な「法定実効税率」の定義式を削除し、「課税対象利益に対する税負担率」を規定することには強く反対する。寧ろ、「補足文書」ではなく、本文に組み込むべきである。

⇒システム導入の現場では、会計士が常に立ち会う訳ではなく、簿記会計の有資格者が SE となるケースが大半である(実は、無資格者のことも少なくない)。そのような実情を踏まえて基準は策定されるべきである。

【質問 8】(実務対応報告第 42 号案における記述の見直し等に関する質問)

⇒同意する。

【質問 9】(キャッシュ・フロー計算書における住民税(均等割)の取扱いの見直しに関する質問)

⇒全面的に同意する。

特に、「キャッシュ・フロー計算書においても、住民税(均等割)は「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれるキャッシュ・フローではあるが、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)と同様に「法人税等の支払額」に含めてはならない」と明記したことは評価できる。

【質問 10】(適用時期及び経過措置に関する質問)

これまでの ASBJ の業務の実情を考えると、令和 7 年度内に本基準の最終版が公表されるとは考えにくいので、本基準の最終形の公表は 2026 年 4 月以降になると考えられる。従って、本基準の強制適用は「2028 年 4 月 1 日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から」になると考えられる。それならば、2 年弱の準備期間があるので大丈夫と思われる。

しかし、強制適用が「2027年4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から」となるとシステム改修期間、及び、経理部門への周知徹底を考えると困難であると考えられる。また、経理の現場に負担の重い新リース会計基準の強制適用は「2027年4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から」であり、避けるべきであると考えられる。

【質問 11】 (その他)

★質問 4 と質問 5 を分離したのは良かったと思われる。

★「法人税等に関する会計基準」の第 26 項で固定資産税について重要度が低いとされているが、その一部である「償却資産税」の申告書については自治体毎に書式が異なっており、システム導入上の負担となっている。書式の統一も含めて、総務省を中心とした調整が必要である。

同様の事項は、廃棄物処理法に関する「協定番号」や独自のコード番号にも見られることであり、システム導入に際しては負担となる事項である。

★IFRS との Convergence の一環として、「子会社に対する持分法の適用」は廃止とすべきである。特に、次のように場合に疑問が残る。

P 社：日本国内の親会社

A 社：日本国内の連結子会社である。

B 社：海外にある A 社の子会社であり、「重要性」が乏しいとして、「持分法適用」の非連結子会社である。現地の法令・会計基準では「利益剰余金からの配当」が一般管理費として費用処理される。

このような場合で、B 社から過大な配当が行われた場合、A 社の「関連会社株式」の持分法評価額が減少した場合に、グループ通算が行われた場合、疑問が残る。

★IFRS の“Material”という用語を「重要性」と訳したことには疑問が残る。何故なら、以下のように、influence(影響を与える)の助動詞が could になっているからである。

could は仮定法過去形(独:könnte(接続法第 II 式),仏:pourrais(条件法))であり、「有り得る」よりも Probability(蓋然性=生起確率)が低く、「無いことは無い」というニュアンスを持っている。従って、Probability(蓋然性)を考慮して、「重要性」ではなく、「脱漏/誤謬時の実害性」、「脱漏/誤謬時の誤解惹起可能性」、「脱漏/誤謬時の誤解危険性」などと訳すべきであると思われる。

この観点からも、「子会社の連結外し」、「関連会社の持分法不適用」については、IFRS と同等の基準に改めるべきであると考えられる。

IAS7.

Definitions : The following terms are used in this Standard with the meanings specified

Material Omissions or misstatements of items are material if they **could**, individually or collectively; **influence** the economic decisions that users make on the basis of the financial statements. Materiality depends on the size and nature of the omission or misstatement judged in the surrounding circumstances. The size or nature of the item, or a combination of both, **could** be the determining factor.

Assessing whether an omission or misstatement **could** influence economic decisions of users, and so be material, requires consideration of the characteristics of those users. The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements states in paragraph 25† that ‘users are assumed to have a reasonable knowledge of business and economic activities and accounting and a willingness to study the information with reasonable diligence.’ Therefore, the assessment needs to take into account how users with such attributes **could reasonably be expected to be influenced in making economic decisions.**

(以上)